

2020 年 6 月 5 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 216)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

特定化学物質第2類に指定済であったマンガンについて、これまで適用外であった塩基性マンガンについても規制対象に追加されました。

旧) マンガン及びその化合物（塩基性マンガンを除く）→ 新) マンガン及びその化合物
したがって、マンガン化合物に適用除外はなくなりました。

マンガンの管理濃度が引き下げられました。

旧) マンガンとして $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ → 新) 吸入性マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$

従来は全粒子対象だが、改正後は吸入性粉じんに相当する粒子が対象となり、粉じん測定と同様に分粒装置を使用したサンプリングが必要となります。

特定化学物質第2類に新たに溶接ヒュームが追加されました。

金属アーク溶接等作業においては、新たに溶接ヒューム濃度測定、保護具の選定と使用、フィットテストの実施、特殊健康診断の実施等の義務が課せられます。

来年4月より施行ですが、一部事項については1年間の経過措置があります。

別途資料を用意していますので詳細はお問い合わせください。

作業環境測定基準が改正され、一部に新たに「個人サンプラー法」が導入されました。

管理濃度が極めて低い物質、発生源が広く移動するような作業について「個人サンプラー法」が来年の4月より一部導入されます。※従来法も引き続き採用可です。どちらを採用するかは最終的に事業者の判断となります。

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。